



# 鉾田市移住定住促進助成事業

鉾市内に定住を目的として新たに住宅を取得する方を対象として一部費用を助成します。



## 住宅取得助成金

市外転入世帯	20万円
市内定住世帯	10万円

上に該当する方のうち以下に該当する方は、加算があります！

**助成金限度額：50万円**

## 子育て助成金・・・1人につき5万円

世帯に属する16歳未満の子ども1人につき5万円

※但し、住宅の取得日時点で、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(養子を含む)をいう。

## 三世代同居等助成金・・・10万円

子育て世帯に該当する方の父母が、住民基本台帳上、同一世帯又は同一地番にある住宅に居住、若しくは同一敷地等にある住宅に居住している場合

## 鉾田市空家バンク登録物件助成金・・・10万円

市空家バンクに登録された住宅を取得した場合

## 対象の要件

- 取得した住宅の所有者の方。
- 令和4年1月1日～令和5年3月31日までの間に、住宅を取得し建物の所有権又は移転が完了していること。
- 交付対象者が令和4年4月1日現在で、40歳未満であること。但し、住宅取得日が令和4年1月1日～令和4年3月31日の場合は令和4年3月31日時点で、40歳以下とする。
- 対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
- 専用住宅又は併用住宅の場合は居住の用に供する部分が総面積の1/2以上のもの。
- 取得費用が500万円（中古物件の取得を含む。）以上であること。（別荘などの一時的利用や営利目的のものは除く。）
- 対象住宅への居住者に本市の市税又は税外収入金を滞納している者がいないこと。
- 助成金交付の決定日から5年以上定住する意思を有していること。

※予算の範囲内での助成となりますので、予算額に達した時点で終了となります。

## 【問い合わせ先】

鉾田市役所 政策企画部 まちづくり推進課総合戦略係 電話 36-7154（直通）